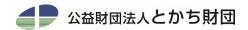
令和6年度

とかち財団 学生起業家育成奨学金事業

(LAND 奨学金)

公募要領





とかち財団は十勝の持続的な経済成長の促進を目的とし、 十勝で起業・創業する方や起業を目指す学生の支援をしています。 LAND 奨学金は起業意思のある学生を全国から募集し、

活動するための資金援助や ビジネスプランの磨き上げ支援を行う事業です。 起業を目指す皆さんのご応募をお待ちしております。

(1) 申請期間

令和6年3月4日(月)~令和6年4月17日(水)17時00分まで(必着)

(2) 申請方法

公益財団法人とかち財団 LAND まで申請書類をご郵送又はご持参いただくか、以下に 記載のメールアドレス宛に送付してください。

(3) 申請書類の入手方法

この要領に掲載しているほか、当財団ホームページからもダウンロードいただけます。

ホームページ

(https://www.tokachi-zaidan.jp/student.php)



(4) 事業概要説明動画

本事業の説明動画を以下の URL よりご確認いただけます。

説明動画

(https://tokachi-zaidan.jp/tp_detail.php?id=791)



(5) 提出、お問合せ先

(事務局) 公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ

住 所 〒080-0012

帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F(LAND)

電 話 0155-67-7895

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

〔目 次〕

1.	事業の趣旨・	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	本事業の取り	組	みの)流:	ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3.	応募対象者・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4.	給付期間・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
5.	奨学金の額・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6.	給付条件・・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
7.	応募手続等の)概:	要・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
8.	選考方法及び	選	考結	果	თ:	公表	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
9.	事業スケジニ	ı — ,	ル・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1 0	採択決定 <i>0</i>	ノ耳へ	当日	. •																										_

【1】事業の趣旨

本事業は、十勝の地域経済の発展に寄与する次世代の起業家人材の発掘及び学生起業家の 輩出を目的に、起業を目指す学生に対しビジネスプランの磨き上げ支援を通じた事業創発人 材育成及び奨学金給付を行います。

【2】本事業の取り組みの流れ

- (1) 採択後ビジネスプランの実現化に向けた目標設定を行います。
- (2) 当財団が設定したビジネスプラン磨き上げのためのプログラムを実施します。
- (3) 必要に応じ、当財団のネットワークを活用して専門家や事業者とのマッチングや当財団スタッフと個別の事業相談を実施します。
- (4) 最後に採択期間5ヶ月間を通して実施してきた取り組み発表の場を設けます。

【3】応募対象者

応募対象者は、全国の大学・大学院・短期大学・専修学校(修業年限 2 年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの)に在籍する学生で且つ個人事業主としての開業または法人設立をしていない学生です。ただし以下の項目の**いずれか 1 つ以上**に該当するビジネスプランを持つ学生を対象とします。

- 十勝を拠点として事業を起こすビジネスプランである
- 十勝に深く関わる事業内容のビジネスプランである
- 十勝の地域資源を利用したビジネスプランである
- 十勝管内の事業者との事業連携を行うビジネスプランである
- 十勝の地域特性を活かしたビジネスプランである
- 上記項目のいずれかに該当した上で、十勝管内において実証実験を行うビジネスプランである
- ※なお、複数名で取り組んでいるビジネスプランの場合も応募可能ですが、奨学金給付対象 者は応募者1名です。また過去に本事業で採択されたことがある学生は対象外とします。

【4】給付期間

令和6年7月から11月まで

【5】 奨学金の額

期間中に給付する奨学金の額は、総額20万円です。

- ※奨学金は、ビジネスプランの実現化に向けた取り組み(調査、試作品の製作、概念実証等)に使用するよう努めてください。ただし、領収書等の提出や奨学金返還の義務はありません。
- ※要領【6】の給付条件を満たさなかった場合および要領【10】に該当する場合は返還を求めることがあります。

【6】給付条件

以下の条件を全て満たすものです。

- ○意欲を持ってビジネスプランの磨き上げ、実現化に取り組むこと。
- ○採択期間中、月に1度活動の進捗を報告すること。(当財団スタッフと進捗報告に係る面談を対面またはオンラインにて実施します)
- ○採択者説明会※1 (6月下旬~7月予定)及び8月~10月に行うビジネスプラン磨き上げプログラム及び活動報告会※2(11月下旬予定)に参加すること。
- ※1 採択者説明会 … 今後のスケジュールなど本事業についての説明やビジネスプランの 磨き上げのためのプログラムを行います。
- ※2 活動報告会 … 奨学金事業を通じて行ってきた取り組みの成果を報告します。

【7】申請手続等の概要

(1) 申請書類の提出先及びお問合せ先

(事務局) 公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ

住 所 〒080-0012

帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F(LAND)

電 話 0155-67-7895

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

(2) 申請期限

令和6年4月17日(水)17:00まで(必着)

(3) 採択人数

5名以内

(4) 申請方法

紙媒体で提出の場合:申請書類の提出先住所に郵送または持参(カラーで提出) 電子データで提出の場合: student@tokachi-zaidan.ip に電子データを送付

(5) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。

- ① 奨学生願書(様式第1号)
- ② ビジネスプランシート (様式第2号)

紙媒体で提出の場合、用紙サイズはA4縦、日本語で記載願います。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(6) 事前相談

申請書の提出前に、ビジネスプランなどについて LAND コーディネーターへ相談が可能です。上記問い合わせ先にご連絡ください。(締切直前は十分な相談対応ができない場合がありますので、早めの相談をお勧めします)

【8】選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

書類審査及び面談審査を行います。選考委員会において、志望理由やビジネスプランの内容 を以下の評価視点項目、評価視点内容により審査し、採択を決定します。

評価視点項目	評価視点内容									
【重点項目】	・起業への明確な意志があり、且つ奨学金プログラムを通じて事業を									
起業意思・熱意	実現したいという熱意があるか									
【重点項目】	・「【3】応募対象者」に定める項目との関連性が強く、より具体性があるか									
地域関連性	・十勝と関わっていく意思は明確か									
計画性・実現性	・奨学金プログラム期間内の計画や目標は明確か									
司回住。天况任	・ビジネスプランを実現するためのプロセスや課題は明確か									
市場性・将来性	・ターゲットとする顧客や市場は明確か									
巾場性・付木性	・実現したいビジネスプランのビジョンが明確か									
 新規性・独創性	・これまでにない新しい視点があるか									
村1万元71土 ・71出启り1土	・類似であっても他との差別化がされているか									

(2) 選考結果の公表

選考結果については、ホームページや SNS 等にて公開します。

(氏名・タイトル・事業概要等。不採択の場合は公表しません。)

【9】事業スケジュール

- | ① 4月17日(水) 募集期限
- ・募集期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。
- ② 5月下旬 書類審査合否の通知
- ・書類による審査を行い、合否が決定次第、通知します。
- ③ 6月上旬 面談審査
- ・プレゼンテーション形式でビジネスプランを発表していただきます。
- ・実施日時・場所については、別途お知らせします。

(遠方の応募者については希望があればオンラインでの実施も可能です)

- ④ 6月中旬 採択・不採択の通知
- ・申請内容や面談審査の内容を踏まえ、選考します。
- ・合否が決定次第、通知します。
- ⑤ 6月下旬~7月上旬 採択者説明会
- ・今後のスケジュールなど本事業についての説明を行います。
- ⑥ 8月~10月 ビジネスプラン磨き上げプログラム
- ・当財団で主催するビジネスプラン磨き上げプログラムに参加していただきます。
- ⑦ 11月下旬 最終報告会
- ・これまでの取り組みの成果を発表します。

【10】採択決定の取消し

以下の場合には理事長の判断により、奨学金給付決定の取り消し、奨学金を既に給付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

- ○奨学金を必要としなくなったとき。
- ○傷害疾病のため学業継続の見込みがなくなったとき。
- ○在学する大学等で停学又は退学の処分を受けたとき。
- ○採択期間中に在学する大学等を自主的に退学したとき。
- ○虚偽の申請その他不正行為によって採択されたことが判明したとき。
- ○事務局が指定する義務を怠ったとき。
- ○ビジネスプラン磨き上げに向けた意思が無いと判断されたとき。
- ○その他奨学生として適当ではない理由が生じたとき。